

天理市、天理大学及び独立行政法人国際協力機構関西センターとの
連携に関する覚書

天理市、天理大学及び独立行政法人国際協力機構関西センター（以下「JICA 関西」という。）は、次の内容について合意し、本覚書を締結する。

（目的）

第1条 天理市、天理大学、JICA 関西の三者は、開発途上国を対象とした事業の推進及び国際協力に資する人材の育成を目的として、相互の協力可能な分野において連携を推進する。

（連携協力の内容）

第2条 前条を踏まえ、連携協力の内容は以下のとおりとする。個別の事業を実施するにあたり、必要に応じ、三者又は二者間で、別途覚書又は契約書を締結する。

1 教育連携

- (1) 国際協力に関する講義等の実施
- (2) 独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の事業と連携した教育・研究活動の実施

2 国際協力事業

- (1) JICA の研修事業の実施
- (2) 天理市職員、天理大学の教職員及び学生の JICA の事業への参加

3 その他

- (1) 施設の相互利用
- (2) その他、必要に応じて協議の上実施する事項

（経費負担）

第3条 前条に規定する連携協力の実施については、三者それぞれの予算措置の範囲内で行うものとし、本覚書により三者は相手方に対して新たに特定の経費負担の義務を負うものではない。

（覚書の窓口）

第4条 本覚書に基づく連携協力の推進のため、本覚書の所管部署として、三者に事務局を設置する。事務局は、天理市にあつては総合政策課、天理大学にあつては国際交流センター室、JICA 関西にあつては開発大学院連携課とする。

2 連携協力を推進するに当たっては、前項に規定する事務局において定期的に協議を行いつつ、相互の理解を深めることとする。

（有効期間）

第5条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から3年間とする。有効期間が終了する6ヶ月前までに三者は、覚書の有効期間満了前の時点において、同時点までの連携協力の実績

及び内容について評価を行う。当該評価に基づき、本覚書の更新の必要性 及び更新する場合の連携協力の内容について協議を行った上で、三者の合意が得られる場合には本覚書は自動的に次の3年間延長されるものとする。

（覚書の改正、疑義等の解決）

第6条 本覚書の改正又は廃止等が必要な場合、もしくは覚書の運用等に関する疑義等が生じた場合は、天理市、天理大学、JICA 関西の三者にて協議を行い、解決する。

（守秘義務）

第7条 天理市、天理大学、JICA 関西の三者は、本覚書に基づく連携協力事業の過程において知りえた相手方及び相手国政府等の秘密情報について、相手方又は相手国政府等の事前の承諾なく第三者に開示してはならない。

以上の証として、本書を3通作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

2022年11月7日

奈良県天理市川原城町 605 番地

天理市
市長


並河 健

奈良県天理市柚之内町 1050

天理大学
学長


永尾 教昭

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番2号

独立行政法人国際協力機構

関西センター

所長


木村 出